

情報基盤強化税制の概要

情報基盤強化税制の仕組み

産業競争力の向上に資する一定の情報セキュリティ対策対応設備等の取得等
(国内の事業に限定)

基準取得価額の10%の税額控除

又は

通常の減価償却に基準取得価額の50%を上乗せ(特別償却)

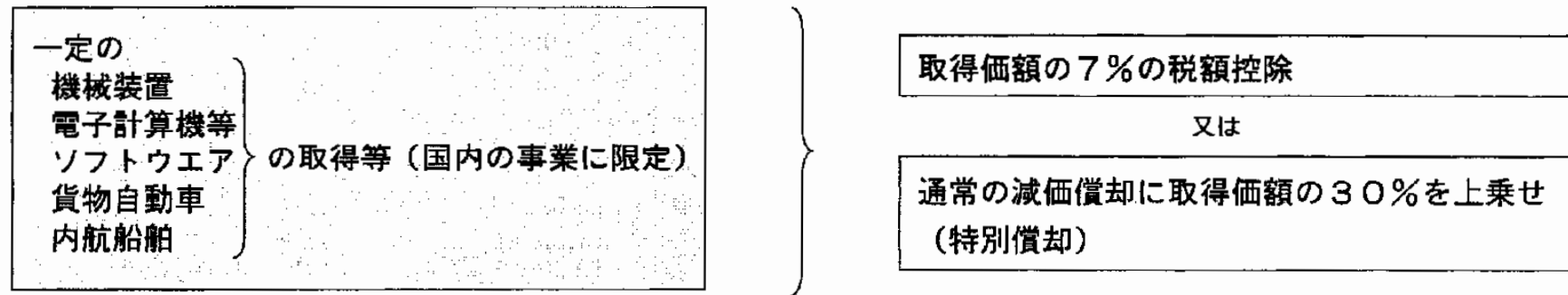
○ 対象設備

ISO/IEC 15408 認証を受けた次のソフトウェア等の年間投資額の合計が1億円以上(資本金1億円以下の法人については、300万円以上※、資本金1億円超10億円以下の法人については3,000万円以上)の場合のこれらの機器(③の設備については、①又は②の設備と同時に設置するものに限る)

- ① サーバー用のOS(これと同時に設置されるサーバー用の電子計算機を含む。)
- ② データベース管理ソフトウェア(これと同時に設置されるアプリケーションソフトウェアを含む。)
- ③ ファイアウォールソフトウェア(インターネット対応のもの)又はファイアウォール装置(インターネット対応のもの)

○ 平成18年4月1日から平成20年3月31日までの間に取得等をする対象設備について適用

中小企業投資促進税制の概要



中小企業投資促進税制の仕組み

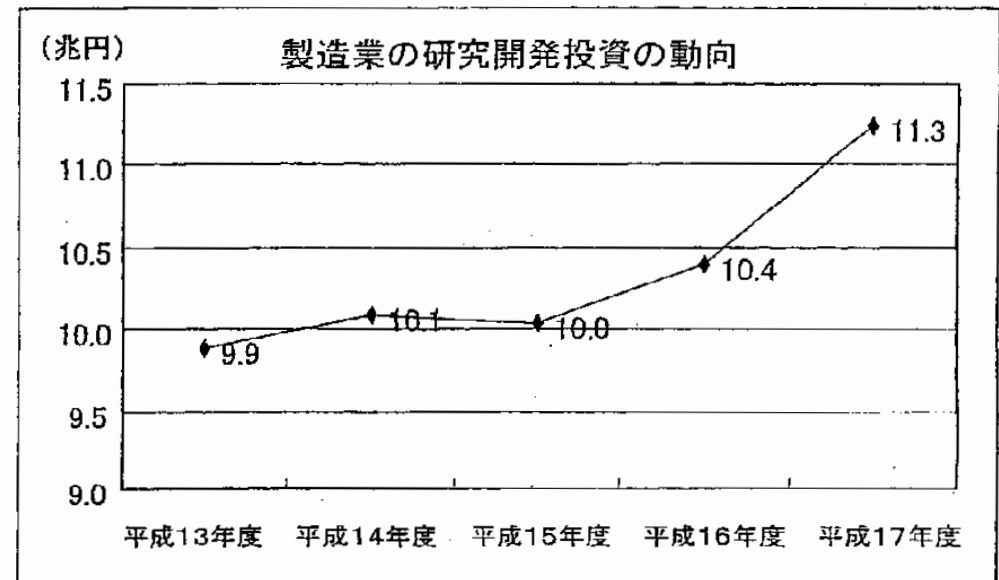
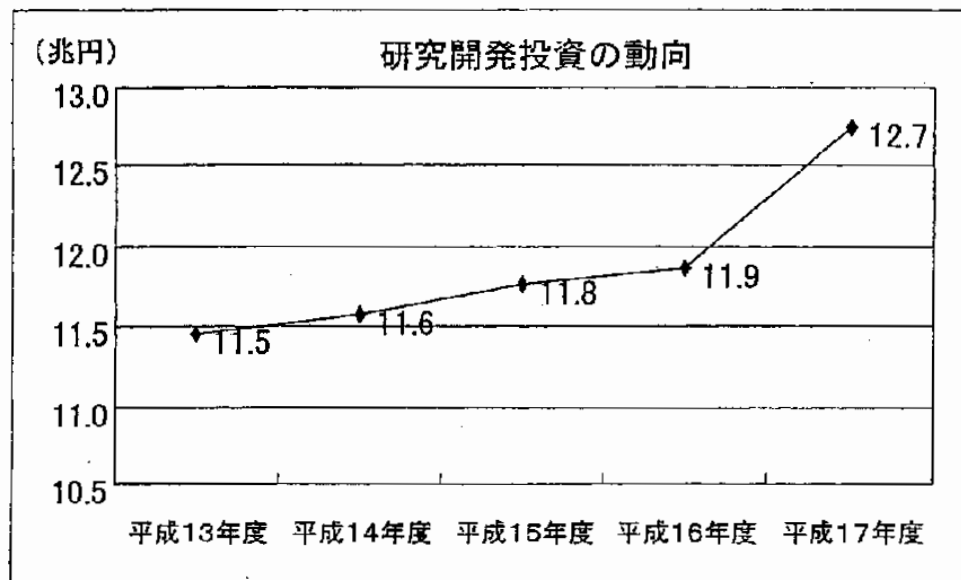
中小企業者等が、一定の機械等の取得等をして、これを国内にある事業の用に供した場合には、取得価額の 7% の税額控除又は取得価額の 30% の特別償却との選択適用が認められる。

○ 対象設備

- ① 機械装置
- ② 電子計算機、デジタル複合機及び一定のソフトウェア
- ③ 貨物自動車（車両総重量 3.5 トン以上のもの）
- ④ 内航船舶

○ 平成 10 年 6 月 1 日から平成 20 年 3 月 31 日までの間に取得等をする対象設備について適用

企業による研究開発投資の動向

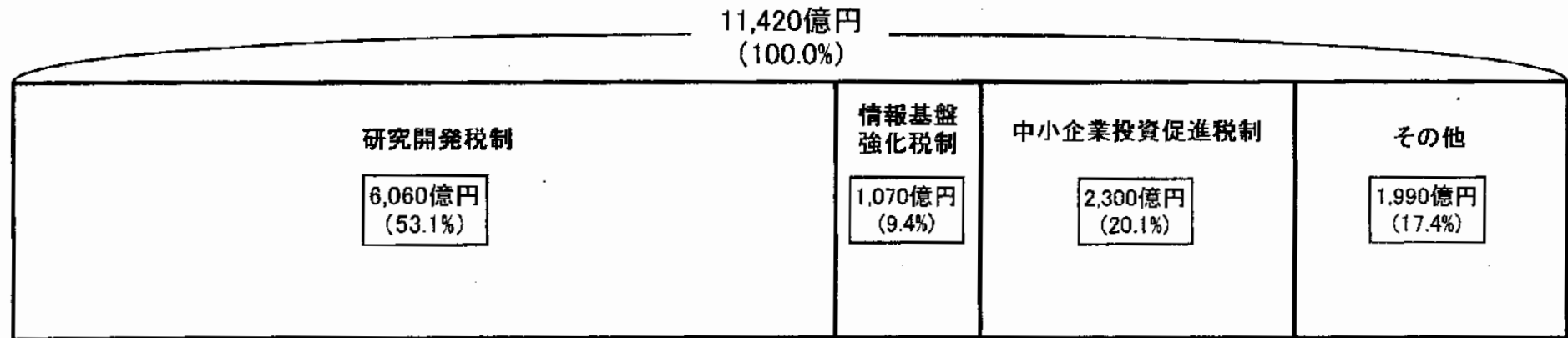


注)上記の研究開発投資額は、自然科学以外の分野を含む、企業による全ての研究開発にかかる投資の合計額。自然科学に限った場合、平成15年度は11.7兆円、16年度は11.8兆円、17年度は12.7兆円となる。

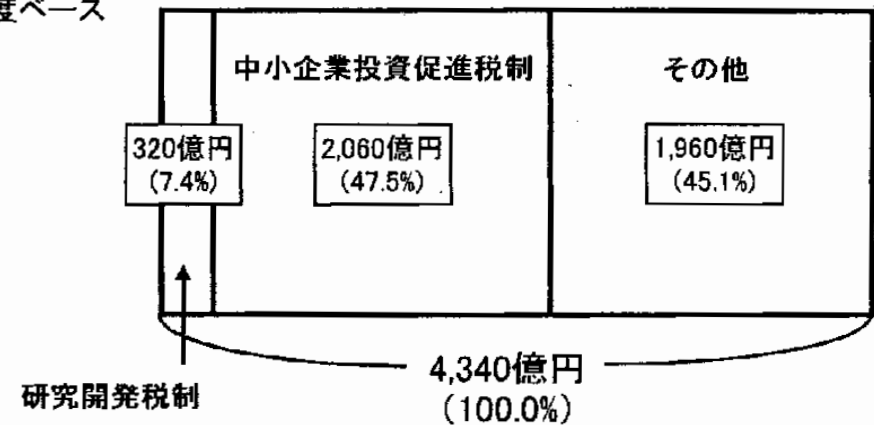
(出典)総務省統計局「科学技術研究調査報告」

企業関係租税特別措置による減収額の内訳

平成19年度ベース



(参考)平成14年度ベース



企業関係租税特別措置の整理合理化状況の累年比較

年 度	改正前項目数	整 理 合 理 化 項 目		創設項目数	改正後項目数
		廃止項目数	縮減合理化 項 目 数		
3	82 件	3 件	23 件	1 件	80 件
4	80	3	23	4	81
5	81	0	19	4	85
6	85	6	18	3	82
7	82	4	23	1	79
8	79	4	23	2	77
9	77	2	25	2	77
10	77	1	32	5	81
11	81	4	31	2	79
12	79	0	31	1	80
13	80	2	32	0	78
14	78	10	24	8	76
15	76	5	27	4	75
16	75	4	22	0	71
17	71	5	25	2	68
18	68	7	13	3	64
19	64	7(注)	13	4	61

(備考1) 上記の計数は、企業関係租税特別措置（増収効果のあるものを除く。）についてとりまとめたものである。

(備考2) 上記のほか、経済対策として1項目がある。

(注) 統合による減少（2件）を含む。

減価償却制度の見直し（平成 19 年度改正）

1. 新規取得資産について償却可能限度額（95％）及び残存価額を廃止し、1 円（備忘価額）まで償却できるようカーブを見直す（250％定率法の導入）。

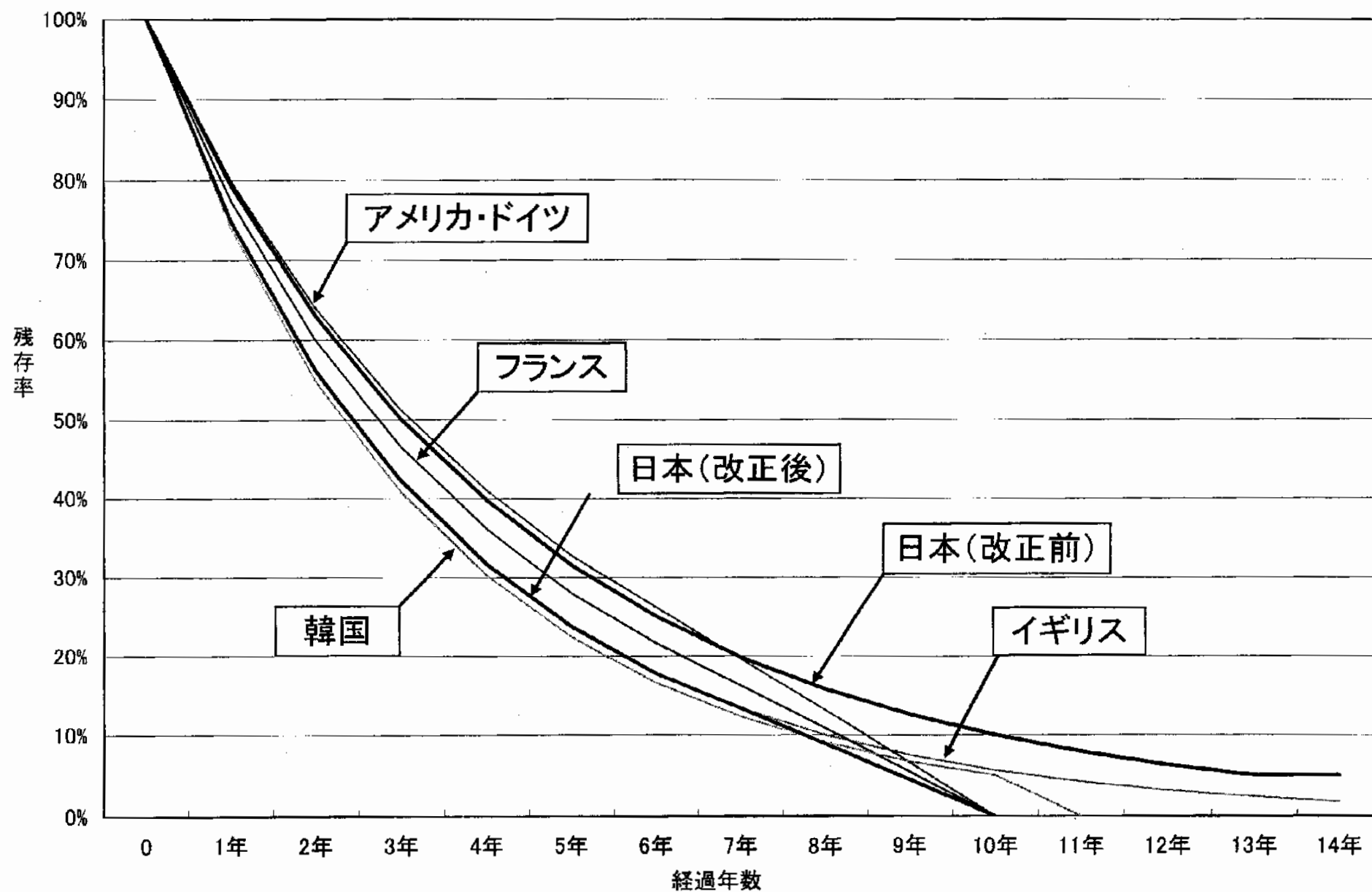
（250％定率法とは、まず、定額法の償却率（1／耐用年数）を2.5倍した率を償却率とする定率法により償却費を計算し、この償却費が一定の金額を下回る事業年度から残存年数による均等償却に切り換えて、耐用年数経過時点に1円まで償却する方法をいう。）

2. 既存の資産については、償却可能限度額に到達後5年間で1円まで均等償却できることとする。

3. 以下の設備について法定耐用年数を短縮する。

・フラットパネルディスプレイ製造設備	（10年⇒5年）
・フラットパネル用フィルム材料製造設備	（10年⇒5年）
・半導体用フォトレジスト製造設備	（8年⇒5年）

耐用年数10年の資産を定率法で減価償却した場合の国際比較

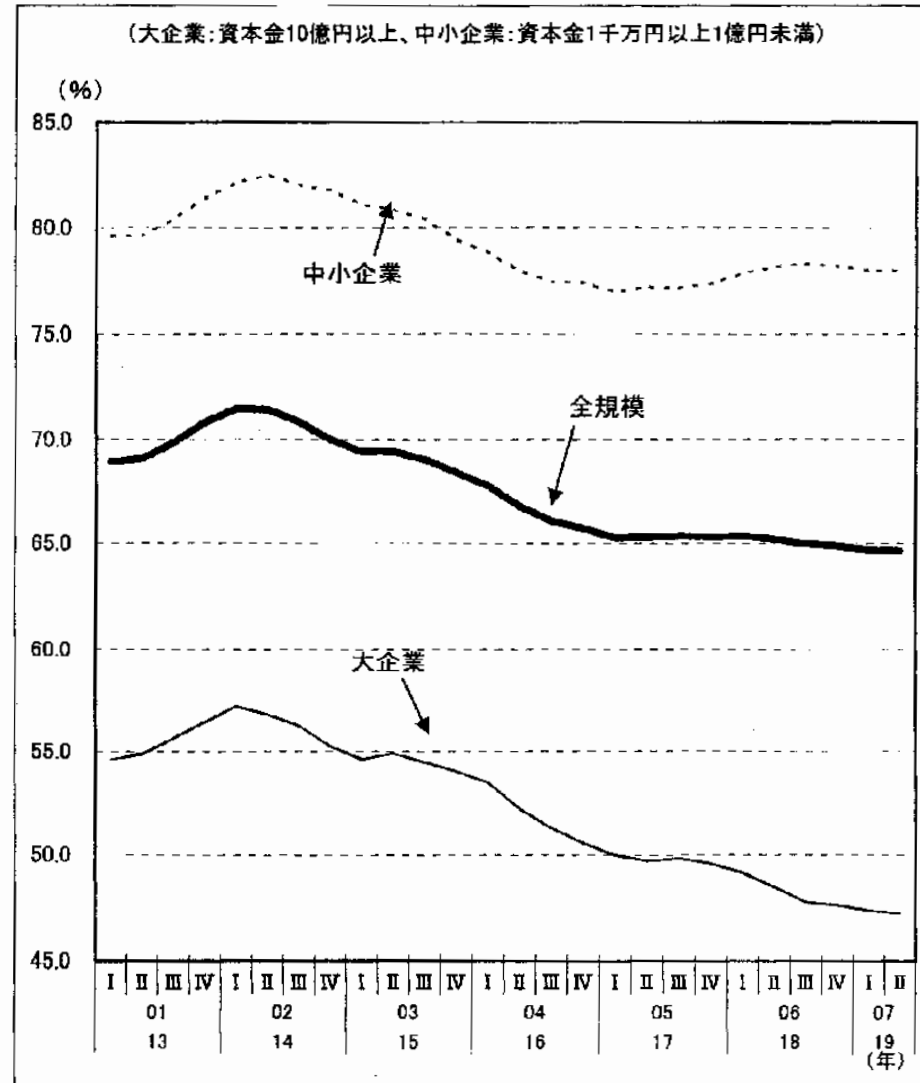
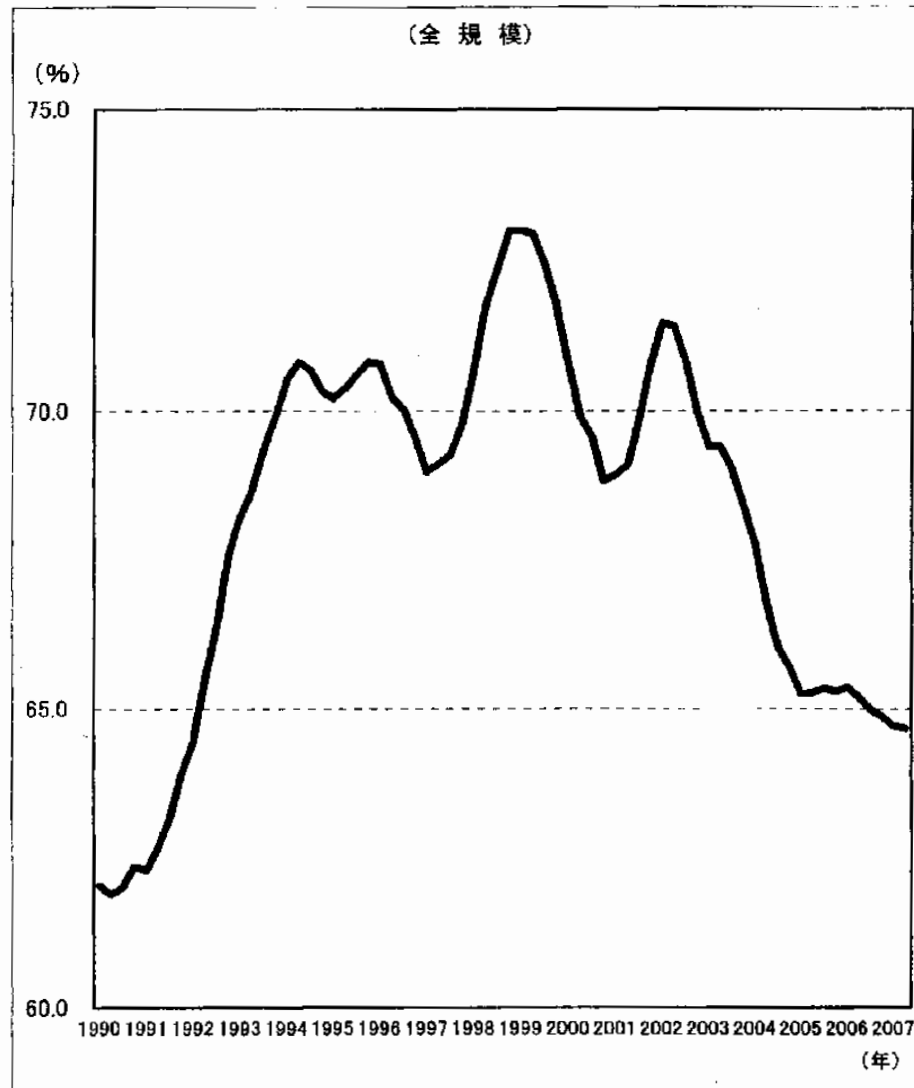


主要国の償却率（定率法）の算定方法

（耐用年数：10年、機械装置）

		償却率	算 定 方 法	具体的な算式
日本	改正前	0.206	償却費が残存価額（取得価額の10%）まで毎年一定の割合で逓減するように算出	$1 - \sqrt[n]{\frac{10}{100}}$ n:耐用年数(10年)
	改正後	0.250	定額法の償却率（耐用年数の逆数）を2.5倍	$\frac{1}{n} \times 2.5$ n:耐用年数(10年)
アメリカ		0.200	定額法の償却率（耐用年数の逆数）に耐用年数に応じた係数（10年の場合2）を乗じて算出	$\frac{1}{n} \times 2$ n:耐用年数(10年)
イギリス		0.250	資産の種類ごとに償却率を法定（機械装置の場合0.25）	—
ドイツ		0.200	定額法の償却率（耐用年数の逆数）を2倍（ただし、20%を限度）	$\frac{1}{n} \times 2$ n:耐用年数(10年)
フランス		0.225	定額法の償却率（耐用年数の逆数）に耐用年数に応じた係数（10年の場合2.25）を乗じて算出	$\frac{1}{n} \times 2.25$ n:耐用年数(10年)
韓国		0.259	償却費が残存価額（取得価額の5%）まで毎年一定の割合で逓減するように算出	$1 - \sqrt[n]{\frac{5}{100}}$ n:耐用年数(10年)

労働分配率の推移



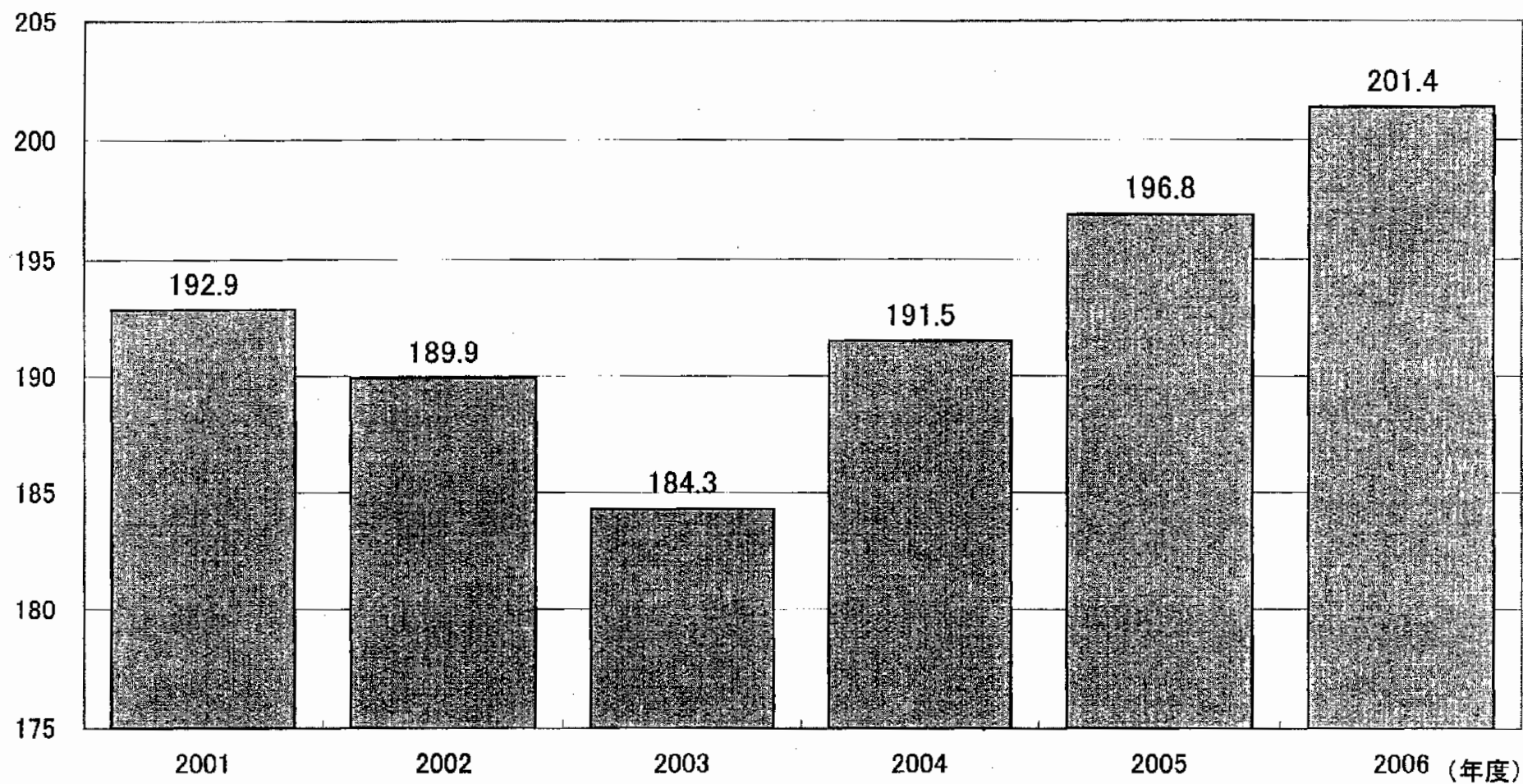
(注1) 労働分配率=人件費/(人件費+営業利益+減価償却費)×100

(注2) 4期後方移動平均後

(出所) 財務省「法人企業統計(四半期別調査)」

人件費の推移（全産業、全規模）

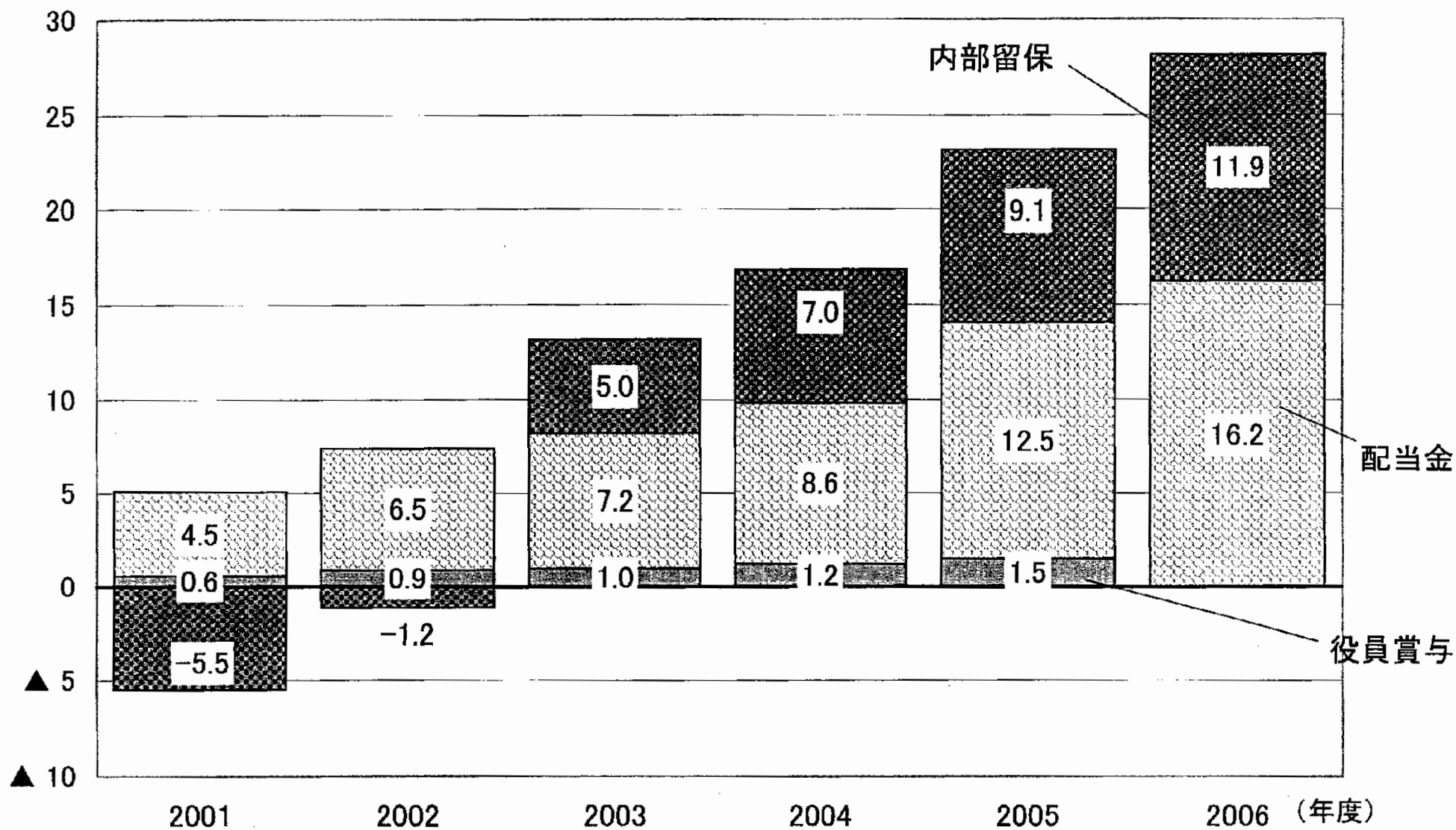
（兆円）



（出所）財務省「法人企業統計（年次別調査）」

利益処分の推移（全産業、全規模）

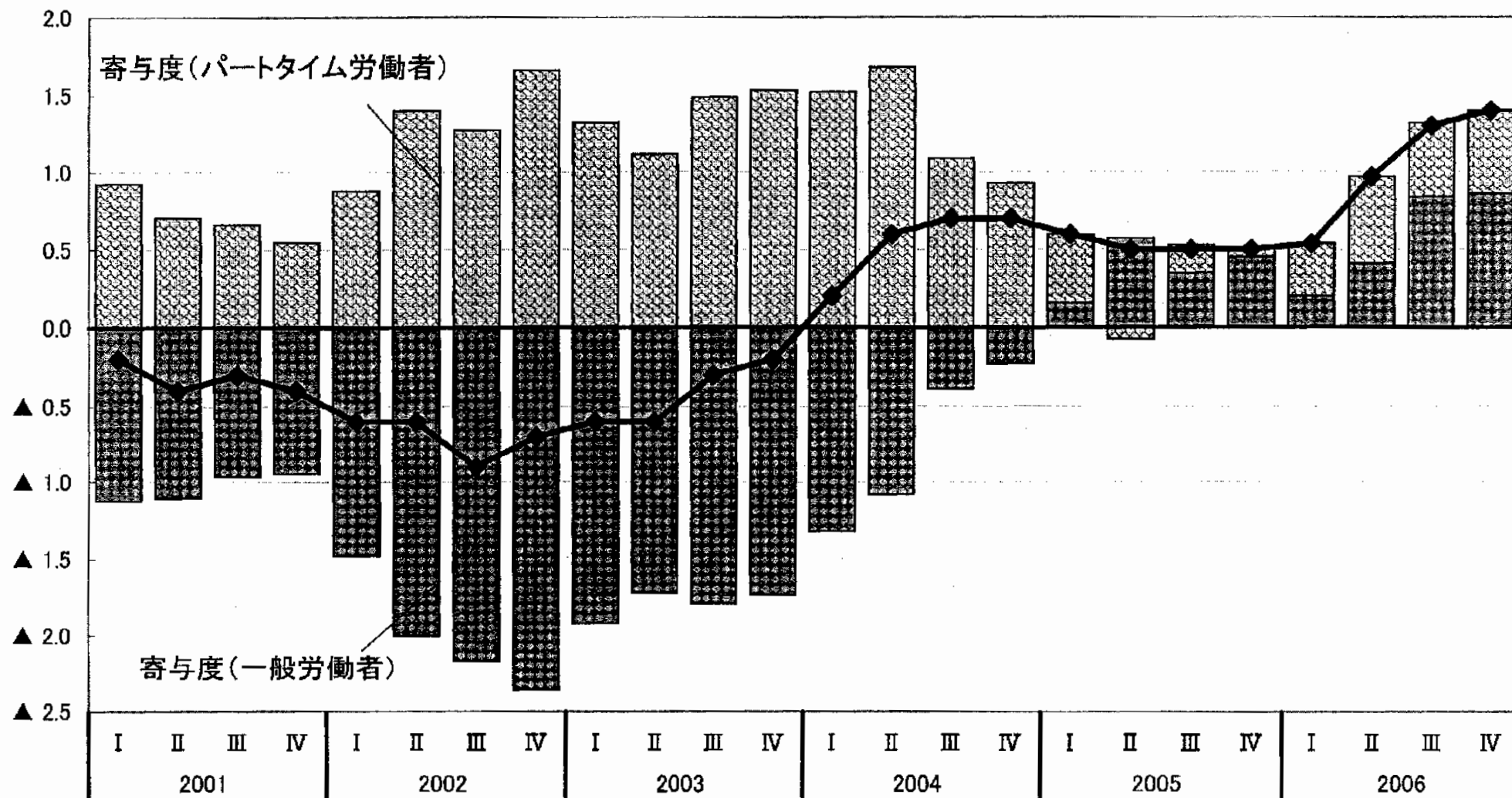
（兆円）



（出所）財務省「法人企業統計（年次別調査）」

雇用者数の推移

前年比、寄与度(%)



(出所) 厚生労働省「毎月勤労統計」

(注1) 事業所規模5人以上。

(注2) パートタイム労働者とは、常用労働者のうち1日の所定労働時間が一般の労働者よりも短い者又は1日の所定労働時間が一般の労働者と同じで1週の所定労働日数が一般の労働者よりも短い者をいう。

法人税の転嫁と帰着について

(調査分析部会 土居丈朗専門委員報告のポイント)

○法人税の転嫁と帰着

- ・ 法人税は「法人」が負担しているのではなく、(税引後)企業所得、製品価格、賃金等の様々なルートを通じて、従業員、株主、債権者、顧客などのステークホルダーが負担。
- ・ 法人税負担の転嫁は、需要や供給の価格弾力性によって決まる。
- ・ 法人税負担の転嫁は、現時点だけでなく、将来にも及ぶ可能性。

○実体経済での法人税の帰着

- ・ 2005 年に経済産業省が行ったアンケート調査では、以下の結果。
 - 法人税負担が増大した場合、短期的には利益圧縮等に対応するが、中長期的には賃金・雇用調整で対応するとの回答が多い。
 - 今後、中長期的に法人税負担が増大していく場合、8 割弱の企業が競争力に影響があると回答。
 - 企業が国際的な立地選択を行う上で、法人税・社会保険料負担ともに、これまで以上に今後は重要と判断材料になるとする企業が多い。
- ・ アメリカの実証分析では、法人税負担は約 70%が自国の労働者に、約 30%が自国の資本に帰着するとの分析例がある。国際間の資本移動を通じて、外国の労働者や資本にも税負担は帰着する。

○法人税と消費税の比較の視点

- ・ 法人税は法人だけが負担し消費税は消費者だけが負担するというものではない。
- ・ 消費税は労働所得税と近い性質を持つ(遺産を残さない等の一定の前提の下で、消費税と労働所得税は同じ効果を持つという等価定理)。
- ・ 法人税は、労働に帰着する部分と資本に帰着する部分があることから、労働所得税と資本所得税が結合した税と見ることができる。
- ・ 法人税と消費税を比較する視点として、労働所得税と資本所得税のどちらが望ましいかを見る視点が有用。

近年の主な法人税制改正の動向

		平成7年度～ 平成10年度 (1995年～98年)	平成11年度 (99年)	平成12年度 (00年)	平成13年度 (01年)	平成14年度 (02年)	平成15年度 (03年)	平成16年度 (04年)	平成17年度 (05年)	平成18年度 (06年)	平成19年度 (07年度)
法人 税 改 正 内 容	法人税率 (基本税率)	10 法人税率の引 下げ 37.5 ⇒ 34.5%	○法人税率の引下 げ(恒久的減税) 34.5 ⇒ 30%							○負担軽減法廃止 に伴う法人税率 の特例の本則化	
	課税ベース等	10 適正化(賞与 引当金の廃止 等、減価償却の 見直し等)		○金融商品に対 する時価評価 等の導入		○適正化(退職給 与引当金の廃 止、受取配当等 の益金不算入 制度の見直し 等)	○研究開発、設備 投資減税の集 中・重点化 ○中小企業関連 税制の充実	○欠損金の繰越 期間の延長	○企業再生関係 税制の整備	○政策税制の大幅 な整理 ○中小企業関連税 制の充実(同族 会社の留保金課 税の見直し等)	○減価償却制度の見直 し ○中小企業関連税制の 充実(同族会社の留 保金課税の見直し 等)
	企業組織関連		○株式交換等に係 る課税の特例の 創設		○企業組織再編 税制の創設	○連結納税制度 の創設		○連結付加税の 廃止		○企業組織再編税 制に株式交換等 を追加	○三角合併等に対応し た企業組織再編税制 の見直し
備 考	税調査中等	7 平成8年度改 正答申 8 法人課税小委 員会報告		○わが国税制の 現状と課題		○あるべき税制 の構築に向け た基本方針	○少子・高齢社会 における税制 のあり方		○新たな非営利 法人に関する 課税及び寄附 金税制につい ての基本的考 え方		
	商法等・ 企業会計	9 持株会社設立 の解禁	○連結財務諸表制 度の抜本的見直 し ○株式交換・株式 移転制度の導入	○金融商品に対 する時価評価 の導入 ○退職給付会計 の導入	○会社分割法制 の創設					○会社法の施行 ○会社法対応の企 業会計の導入	